

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条3項の規定に基づいて、令和4年9月14日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分が違法又は不当であるとして、その取消しを求めている。

- 1 本件診断書には、身体活動能力（運動強度）「3メッツ」とあるが、本件医師は、当日患者を診察していない【3メッツと勝手に想像して記入したことを認めている】。

なぜなら、請求人は一人では立ち上がることもできない状態だからである。以前に請求人を診察した別の医師もセカンドオピニオン医師

として【3メッツは有り得ない】と診断を下している。

- 2 請求人は、東京都心身障害者福祉センターの障害者手帳担当の職員に電話で問い合わせた。当該職員は、本件診断書の「1級相当」と「3メッツ」が不釣り合いなため、本件医師に原因を問い合わせたところ、本件医師からは、「3メッツにあわせて等級を1級から3級に、書き換えてほしい」と文書で回答があったと発言した。

当該職員は「この件は私の職権で1級を3級に書き換えて黙秘したまま東京都の審査会に諮りましょう。今までのものも大丈夫だったから」と本件医師との間で決めたと発言した。

請求人が、ウラで勝手に取り決めていいのですかと聞くと、当該職員は「私はその権限を与えられているので、3級に診断結果を書き換えることができる」と発言し、請求人が、上司の課長はそれを知っているかと聞くと、「私の上司は一切知らない。私がすべての決裁権限を持っているので、上司に報告したり知らせる必要がない」と暴言した。

当該職員のこれら一連の行為は、公務員による職権濫用罪にあたると思われる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 9月 7日	諮問
令和 5年11月13日	審議（第83回第3部会）
令和 5年12月11日	審議（第84回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 障害程度の再認定と手帳の再交付

ア 法施行令 6 条 1 項は、法 15 条 4 項の規定により手帳を交付する場合、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法 17 条の 2 第 1 項の規定による市町村の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。

法施行令 7 条は、当該診査を行った市町村長（法 9 条 8 項の規定により、区長を含む。以下同じ。）は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令 10 条 3 項は、知事は、当該通知により、その者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

イ ところで、法施行令 10 条 1 項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法 15 条 1 項及び 3 項に規定する医師の診断書・意見書を添付すべきことが定められていることから（法施行規則 7 条 1 項が準用する 2 条 1 項）、知事による障害程度の再認定に当たっては、提出された医師の診断書・意見書に記載された内容を資料として判断を行うべきものである。

一方、本件のように、法施行令 10 条 3 項の規定による手帳の再交付の場合は、同条 1 項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認めて知事が障害程度を再認定するに当たっては、同様に、医師の診断書・意見書に基づく判断を行うべきも

のである。

以上のことから、法施行令10条3項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令7条による通知及び上記医師の診断書・意見書の内容に基づき、総合的に考慮して行われるべきものである。

(2) 障害等級の認定

ア 認定基準・等級表

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりとなる。

級別	心臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号。以下「都規則」という。）を制定し、さらに都規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳

の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

2 本件処分の検討

そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 等級表解説では、心臓機能障害について、ペースメーカを植え込んだものについては、当該植え込みから3年以内に再認定を行うとされているところ（別紙2・第4・3・(4)）、請求人は平成30年6月14日にペースメーカを植え込んでいることが認められることから（別紙1・Ⅱ・7）、本件障害の程度の判断は、平成30年7月19日の初回手帳交付時に用いられた植え込み直後の判断基準（別紙2・第4・3・(4)・ア）ではなく、再認定の際の判断基準（同・イ）に基づき行うことになる。

そして、身体活動能力におけるメッツの値が2以上4未満である場合には、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表3級に該当する障害とされているところ（同・b）、本件診断書において、請求人の身体活動能力（運動強度）が3メッツであると記載されていること（別紙1・Ⅱ・9）からすれば、本件障害の障害等級は3級に該当する。

また、等級表解説第4・1・(1)・アは、等級表1級に該当するものとして、「次のいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己周辺の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返シアダムス・ストークス発作が起こるもの」と定めているところ、本件診断書において、活動能力の程度は、「オ 安静時若しくは自己周辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムス・ストークス発作が起こるもの」と記載され、「心電図所見」は、完全房室ブロックは「有」とあるものの、その他の所見は、「無」又は記載がなく、「胸部エックス線所見」は「心胸比0.56」であり、等級表解説の「心胸比0.60以

上」に該当しない（以上、別紙 1・Ⅱ・2ないし 6）。

そうすると、等級表解説第 4・1・(1)・アに照らしても、「2つ以上の所見」があるとは認められないから、障害等級 1 級に該当するということとはできない。

- (2) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1 級）に至っているとは認められず、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3 級）として、障害等級 3 級と判断するのが相当である（別紙 2・第 4・1・(2)・イ）。

したがって、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記 1・(1)・イに述べたとおり、医師の診断書・意見書の内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容等を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級 3 級と認定するのが相当であることは上記 2 のとおりである。

なお、請求人は、職員の職権濫用についても主張するが、本件では、東京都心身障害者福祉センター内部に設置した身体障害者手帳認定審査会による心臓機能障害 3 級との審査結果を受けて処分庁が本件医師に照会したことが認められるものの、この点について請求人が主張するような事実は認められない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙 1 及び別紙 2 (略)